

第 3 期豊川市子ども・子育て支援事業計画策定方針

1 策定の必要性

本市では、平成 27 年度以来、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために子ども・子育て支援事業計画を策定してきたが、現行の第 2 期計画の計画期間が令和 6 年度をもって終了することから、令和 7 年度を始期とする第 3 期計画を策定する。

2 国の動きと本市の状況

こども基本法施行（令和 5 年 4 月 1 日）

- ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定された。

こども基本法に基づく「こども大綱」が閣議決定（令和 5 年 12 月 22 日）

- ・「こどもまんなか社会」（全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会）を目指す方針が示される。
- ・「自治体こども計画」の策定に係る方針が示され、市町村においては「こども大綱」及び県のこども計画を勘案して作成することとされた。
- ・5 月下旬に、国が「こども計画策定ガイドライン」を策定し、県も国の方針を踏まえ、今年度中に「こども計画」を策定する見込み。
- ・現在の国及び県の状況を踏まえ、今回は将来的なこども計画の策定を見据え、「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

3 計画の位置づけ

国の動きを踏まえて、次の法令に規定する計画を一体的に定める。

- ① 子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
 - ② 次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画
 - ③ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく市町村計画
- ※ こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」としての位置づけることは見送ることとするが、少子化対策及びこども・若者の施策として現段階で整理している内容については、項目を設けて整理し、なるべくこども計画に近い形態を目指すこととする。

4 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

ただし、中間年となる令和 9 年度に、こども計画の策定も見据えた見直しを実施する予定

5 基本理念、基本目標等

(1) 基本理念「はばたけ 未来へ 豊川っ子！」

- ・過去の計画において、「人が家庭を、家庭が地域を、地域が街を築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、時代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながる」といった考え方を掲げた基本理念「はばたけ 未来へ 豊川っ子！」を継承する。

(2) 基本目標と推進施策

- ・基本目標は、現計画をベースとして、こども基本法やこども大綱、国の指針等を参照に見直しを行う。
- ・事業等の数とのバランスや、新たな施策（少子化、こども・若者、子どもの人権、こどもまんなか等）を考慮して、統合や新設を検討する。

(3) 事業・施策

前期との主な変更点は次のとおり

- ・児童福祉法の改正（令和4年6月）による新たな3事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）の量の見込みと確保方策の反映
- ・こども家庭センター（利用者支援事業（こども家庭センター型））及び地域子育て相談機関（利用者支援事業（基本型）の内数）の量の見込みと確保方策の反映
- ・3号認定の子どもについて、1歳児と2歳児を分けて集計
- ・利用者支援事業の基本型、特定型をそれぞれ分けて計画化
- ・新たな施策を考慮して、事業及び施策についても統合や新設を検討

6 策定の基本的考え方

- ① 第2期計画の進捗や評価を踏まえた計画とする。
- ② 関係部局や子ども・子育て会議を通じた関係団体や市民等の意見を反映した計画とする。
- ③ こども計画を意識した内容とする。
- ④ 子ども施策の国の動向やトレンド、他市の計画内容も参照して策定する。
- ⑤ アンケート調査での数値や意見（子どもの意見含む）を反映する。

7 骨子（案）

別紙のとおり